

令和2年1月23日

令和2年度の裁判官の合同研修について

司法研修所第一部教官室

本書面の使い方	2
---------	---

【説明編】

第1 合同研修の全体像	4
1 判事・判事補の合同研修	4
(1) 裁判系	4
(2) 導入系	5
(3) 基盤系	6
2 簡易裁判所判事の合同研修	7
(1) 裁判系	7
(2) 導入系	7
第2 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会等	8
1 左陪席クラス（未特例判事補）	8
2 右陪席クラス（特例判事補・判事）	9
3 裁判長クラス（判事）	12
4 高裁に所属する裁判官	14

【資料編】

資料1 合同研修（種類別）

資料2 合同研修（時系列）

資料3 令和2年度裁判官研修実施計画カレンダー

※ 末尾に、令和2年度裁判官研修のイメージ（図）を添付しています。

本 書 面 の 使 い 方

1 はじめに

(1) 社会の変化に応じて紛争解決の困難性が高まる中で、「裁判の質」を確保するためには、「広い視野を持ち、自ら考えて事案の本質を深く洞察する力」が一層重視されるようになったといえます。

そして、「裁判の質」を確保するためには、このような広い視野や深い洞察という判断の質を支える部分のみならず、組織、部全体として事件処理に関わるという考え方の下、組織や部を活性化し、合議体による充実した合議が行われ、書記官や家裁調査官等の一般職員との十全な連携が行われることもまた不可欠です。

裁判官が、求められる資質・能力を修得し、その力量を向上させていくためには、上記のような点を意識しつつ、日々の事件処理に対する真摯な取組を積み重ねること、各自が目標とする裁判官像を描きつつ、自らの資質・能力の向上を目指して、主体的・自律的に不断の自己研さんに励むことが必要です。

司法研修所において実施する合同研修は、このような裁判官の自己研さんを支援することを主たる目的としています。

以上のような観点から、応募型の研修については積極的に応募するようにしてください（もとより、応募に当たっては、担当職務の状況等も踏まえるようにしてください。）。

(2) 裁判官の合同研修は、「判事・判事補の研修」と「簡易裁判所判事の研修」に分けられており、「判事・判事補の研修」については、①裁判系（事件の分野別の研修）、②導入系（新たな職務等に就いた際の研修）、③基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）の3系統に、「簡易裁判所判事の研修」については、①裁判系、②導入系の2系統に整理されています。

それぞれの系統別の研究会に関する詳しい説明については、後記の説明編の該当部分を御覧ください。

2 本書面の使い方

本書面は、説明編と資料編に分かれています。

(1) 説明編では、第1で合同研修の全体像について説明し、第2で判事・判事補

の合同研修について、左陪席クラス（未特例判事補）、右陪席クラス（特例判事補、判事）、裁判長クラス（判事）の段階ごとに参加できる研究会を整理して記載しています。

第1では、合同研修の位置付けが確認できます。第2では、裁判官各自に関係する箇所等を参照することにより、①必ず参加しなければならない研究会はあるか、②応募できる研究会は何かなどが確認できます。各クラスは、一番を念頭に置いたものであり、高裁に所属する裁判官は、自己の年次等を踏まえて関係する箇所等を参照してください。

なお、本書面に記載した参加対象者等は、現段階における一応の目安です。具体的な応募条件等については、研究会実施の4か月前を目処に高等裁判所を通じて参加者を募集する際に改めてお知らせしますので、応募に当たってはその際に配布される資料を確認してください。

(2) 資料編では、各研究会について、種類別及び時系列で整理した表を載せており（資料1、2），各研究会の詳しい内容や、応募型の研修かどうかなどが確認できます。また、カレンダー（資料3）は期日簿に挟むなどして、適宜参照してください。

第1 合同研修の全体像

1 判事・判事補の合同研修

判事・判事補の合同研修を、①裁判系、②導入系、③基盤系の3系統に整理しています。

- ① 裁判系（事件の分野別の研修）
- ② 導入系（新たな職務等に就いた際の研修）
- ③ 基盤系（一般的資質・能力を涵養するための研修）

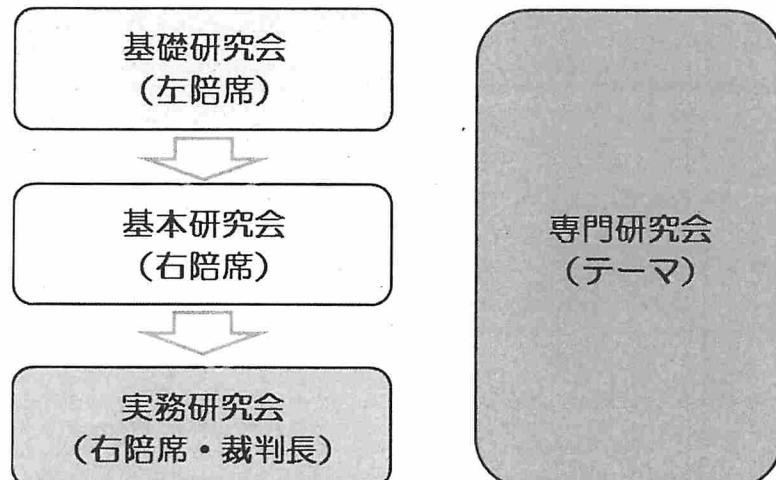
(1) 裁判系

裁判系の研究会は、裁判事務に関する応募型の研修です。

研究会の主たる対象者に応じて、民事、刑事及び家裁の事件分野ごとに、

- ① 基礎研究会（左陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ② 基本研究会（右陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ③ 実務研究会（裁判長・右陪席クラスを主たる対象とするもの）
- ④ 専門研究会（テーマを定めて実施し、特定のテーマについて研究・討議するのに適した裁判官を主たる対象とするもの）

の4類型の研究会を実施しますので、応募する際の目安にしてください（ただし、上記の分類の対象者は、あくまで目安であり、正確な応募資格は、研究会実施の約4か月前に発出される実施要領をご覧ください。）。



事件分野ごとの基礎・基本・実務・専門の各研究会については、資料編末尾の令和2年度裁判官研修のイメージ（図）も参照してください。

（2）導入系

導入系の研究会は、以下のとおり、一定の年次に達したときや、新たなポストに就いたり、一定の役割を担うようになった際の導入を目的とする研修であり、年次・ポストによる研究会は、原則として、対象者の全員が参加する指名型の研修です。

① 年次（一定の年次に達した際に行うもの）

例）新任判事補研修、判事補基礎研究会、判事任官者研究会

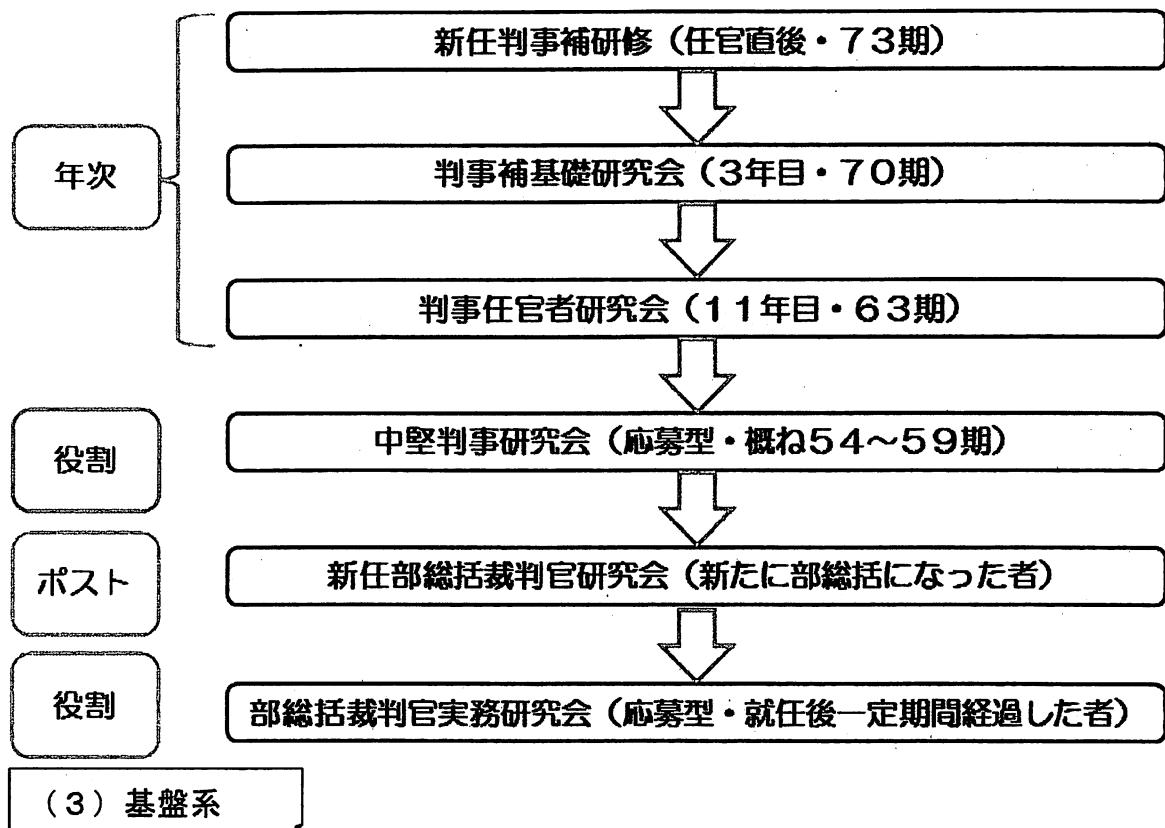
② ポスト（特定のポストに就任した際に行うもの）

例）支部長研究会、新任部総括裁判官研究会、実務協議会

③ 役割（一定の役割が期待される立場にある者を対象として行うもの）

例）中堅判事研究会、部総括裁判官実務研究会

具体的には、経験年数等に応じ、次の図に記載した各研究会に参加することになりますが、この他に、支部長（支部長研究会）、法科大学院への派遣教員（法律実務教育研究会）等、特定のポストに就いたり、役割を担うようになったりした裁判官を対象とする研究会があります。



基盤系の研究会は、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を得て、視野を広め、あるいは思考を深めることを通じ、一般的資質・能力を高めるきっかけとするための応募型の研修です。

このうち、若手裁判官を対象とする基盤系の研究会（知的基盤）は、裁判に関連する周辺諸科学（※）についての基礎的知見の修得を支援するものとして、判事以上（ただし、テーマによっては特例判事補も対象に含む。）を対象とする基盤系の研究会（裁判基盤）は、主として、裁判との関わりがある現代社会における重要課題を多角的観点から掘り下げていくものとして実施します。

**基盤研究会1,5
(知的基盤)**

**基盤研究会2,3,4,6
(裁判基盤)**
※原則として判事
(基盤2は、判事、特例判事補)

※知的基盤において取り上げるテーマ

裁判に関連する周辺諸科学である、①財務・会計、②経済学・経済情勢、③統計・データ分析、④心理学・行動科学、⑤科学哲学・科学の方法論等をテーマとして順次取り上げています。令和2年度には、④行動経済学、⑤科学哲学を取り上げる予定です。

2 簡易裁判所判事の合同研修

簡易裁判所判事（以下、「簡裁判事」という。）の合同研修は、①裁判系、
②導入系の2系統に整理しています。

（1）裁判系

一定年数以上の経験を有する者について、訴訟運営や個別テーマの理解の深化を支援する研修（応募型）です。

簡裁判事民事実務研究会
簡裁判事刑事実務研究会
※平成28年8月以前任官者

簡裁判事専門研究会
※平成28年8月以前任官者

（2）導入系

一定の年次に達した時の職務への導入のための研修（対象者全員が参加）です。

新任簡裁判事導入研修
新任簡裁判事研修
※任官直後及び6か月後

簡裁判事基礎研究会
※任官2年目

第2 判事・判事補の各段階に応じて参加できる研究会等



○ 判事・判事補を対象とする研究会について、左陪席クラス（未特例判事補）、右陪席クラス（特例判事補、判事）、裁判長クラス（判事）の各段階に応じて参加することができる研究会等を整理しています（【】内の数字は、資料1における番号を示しています。）。

ただし、以下の整理は、あくまで主たる対象者に基づく目安であり、正確な応募資格は、研究会実施の約4か月前に発出される実施要領をご覧ください。

1 左陪席クラス（未特例判事補）

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会は、主として次のとおりです。

裁判系

○ 基礎研究会

（民事分野）

IT基礎研究会【1】

医療基礎研究会【2】

行政基礎研究会【3】（行政・民事事件担当者）

知的財産権基礎研究会【4】（70期以上）

（刑事分野）

刑事基礎研究会【5】（71期以上）

○ 基本研究会

（家裁分野）

少年基本研究会【13】（少年事件担当者）

○ 専門研究会

（民事分野）

民事通常専門研究会1（合議充実）【22】（民事事件担当者）

民事専門研究会（DV）【26】

(その他)

外国司法専門研究会【32】

導入系

新任判事補研修【33】(73期・対象者全員が参加)

判事補基礎研究会【34】(70期・対象者全員が参加)

基盤系

基盤研究会1(知的基盤)【44】(71期以上)

※行動経済学をテーマとして取り上げる予定

基盤研究会5(知的基盤)【48】(71期以上)

※科学哲学をテーマとして取り上げる予定

2 右陪席クラス(特例判事補・判事)

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会は、主として次のとおりです。

裁判系

○ 基礎研究会

(民事分野)

IT基礎研究会【1】(特例判事補)

医療基礎研究会【2】(特例判事補)

行政基礎研究会【3】(行政・民事事件担当者)

知的財産権基礎研究会【4】(特例判事補)

○ 基本研究会

※当教官室では、判事補の間に、民事通常又は刑事の基本研究会のいずれかには必ず参加し、家事又は少年の基本研究会にも積極的に参加することが望ましいと考えています。

(民事分野)

民事通常基本研究会1, 2【6, 7】(58期以下)

建築基本研究会【8】（民事事件担当者）

（なお、建築実務研究会と通じて応募することができる。）

労働基本研究会【9】（労働事件又は労働審判事件担当者）

（なお、労働実務研究会と通じて応募することができる。）

（刑事分野）

刑事基本研究会1（事実認定）【10】

刑事基本研究会2（訴訟運営）【11】（58期以下）

（なお、刑事基本研究会1（事実認定）と刑事基本研究会2（訴訟運営）は、通じて応募することができる。）

（家裁分野）

家事基本研究会【12】（家事事件担当者）

（なお、家事専門研究会2（面会交流）と通じて応募することができる。）

少年基本研究会【13】（少年事件担当者）

○ 実務研究会

（民事分野）

金融・経済実務研究会【14】（民事事件担当者）

IT実務研究会【15】（民事事件担当）

（なお、IT基礎研究会と通じて応募することができる。）

建築実務研究会【16】（民事事件担当者）

（なお、建築基本研究会と通じて応募することができる。）

医療実務研究会【17】（民事事件担当者）

行政実務研究会【18】（行政事件担当者）

労働実務研究会【19】（労働事件又は労働審判事件担当者）

（なお、労働基本研究会と通じて応募することができる。）

（刑事分野）

刑事実務研究会1、2【20、21】（刑事事件担当者）

○ 専門研究会

(民事分野)

民事通常専門研究会 1 (合議充実) 【22】 (民事事件担当者)

民事通常専門研究会 2 (争点整理) 【23】 (民事事件担当者)

民事通常専門研究会 4 (債権法改正) 【25】 (民事事件担当者)

民事専門研究会 (DV) 【26】

(刑事分野)

刑事専門研究会 2 (被害者) 【28】 (刑事事件担当者)

刑事専門研究会 3 (医療観察) 【29】 (刑事事件担当者)

(家裁分野)

家事専門研究会 1 (後見) 【30】 (後見関係事件担当者)

家事専門研究会 2 (面会交流) 【31】 (面会交流事件担当者)

(なお、家事基本研究会と通じて応募することができる。)

(その他)

外国司法専門研究会 【32】

導入系

判事任官者研究会【35】(現行63期及び新63期・対象者全員が参加)

支部長研究会【37】(初めて支部長とされた者・対象者全員が参加)

中堅判事研究会【41】(概ね54期から59期まで・応募型)

法律実務教育研究会【43】(法科大学院に派遣されている判事又は判事補)

基盤系

基盤研究会 1 (知的基盤) 【44】 (59期以下)

※行動経済学をテーマとして取り上げる予定

基盤研究会 2 (裁判基盤) 【45】

※裁判官のワークライフバランスをテーマとして取り上げる予定

基盤研究会 3 (裁判基盤) 【46】 (判事)

※グローバリゼーションと法をテーマとして取り上げる予定

基盤研究会 5 (知的基盤) 【48】 (59期以下)

※科学哲学をテーマとして取り上げる予定

基盤研究会 6 (裁判基盤) 【49】 (判事)

※自由と安全をテーマとして取り上げる予定

3 裁判長クラス (判事)

応募が可能か、又は参加が予定されている研究会は、主として次のとおりです。

裁判系

○ 基本研究会

(民事分野)

建築基本研究会【8】(民事事件担当者)

(なお、建築実務研究会と通じて応募することができる。)

労働基本研究会【9】(労働事件又は労働審判事件担当者)

(なお、労働実務研究会と通じて応募することができる。)

(家裁分野)

家事基本研究会【12】(家事事件担当者)

(なお、家事専門研究会2(面会交流)と通じて応募することができる。)

少年基本研究会【13】(少年事件担当者)

○ 実務研究会

(民事分野)

金融・経済実務研究会【14】(民事事件担当者)

IT実務研究会【15】(民事事件担当者)

建築実務研究会【16】(民事事件担当者)

(なお、建築基本研究会と通じて応募することができる。)

医療実務研究会【17】(民事事件担当者)

行政実務研究会【18】(行政事件担当者)

労働実務研究会【19】(労働事件又は労働審判事件担当者)

(なお、労働基本研究会と通じて応募することができる。)

(刑事分野)

刑事実務研究会 1, 2 【20, 21】(刑事事件担当者)

○ 専門研究会

(民事分野)

民事通常専門研究会 1 (合議充実) 【22】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会 2 (争点整理) 【23】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会 3 (複雑困難訴訟) 【24】(民事事件担当者)

民事通常専門研究会 4 (債権法改正) 【25】(民事事件担当者)

民事専門研究会 (DV) 【26】

(刑事分野)

刑事専門研究会 1 (裁判員) 【27】(新たに裁判長として裁判員裁判を担当する者・指名制)

刑事専門研究会 2 (被害者) 【28】(刑事事件担当者)

刑事専門研究会 3 (医療観察) 【29】(刑事事件担当者)

(家裁分野)

家事専門研究会 1 (後見) 【30】(後見関係事件担当者)

家事専門研究会 2 (面会交流) 【31】(面会交流事件担当者)

(なお、家事基本研究会と通じて応募することができる。)

(その他)

外国司法専門研究会 【32】

導入系

新任部総括裁判官研究会 【38】(初めて部総括判事に指名された者・対象者全員が参加)

部総括裁判官実務研究会 【42】(部総括就任後一定期間を経過した者・応募型)

基盤系

基盤研究会 2, 3, 4, 6 (裁判基盤) 【45, 46, 47, 49】

※基盤2【45】は裁判官のワークライフバランス、同3【46】はグローバリゼーションと法、同4【47】は裁判官の成長支援、同6【49】は自由と安全をそれぞれテーマとして取り上げる予定

4 高裁に所属する裁判官

1～3に記載した各クラスは一審を念頭に置いたものであり、高裁に所属する裁判官は、自己の年次等を踏まえて、関係する箇所等を参照してください。

(資料1) 合同研修(種類別)

第1 判事・判事補の合同研修

1 裁判系(事件の分野別の研修)

(1) 基礎(主たる対象者は、左陪席)

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
1	◆	I T 基礎研究会	2. 12. 9(水) ～ 12. 11(金)	3日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補	システム開発、インターネットに関する基礎的な知識についての講演等を行う予定
2	◆	医療基礎研究会	3. 2. 17(水) ～ 2. 19(金)	3日	55	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補	医療に関する基礎的知識についての講演や、医療機関における実地研修等を行う予定
3	◆	行政基礎研究会	2. 9. 28(月) ～ 9. 30(水)	3日	40	地方裁判所で行政事件又は民事事件を担当する判事又は判事補	左陪席裁判官として行政事件を担当する際に必要となる行政法の基礎的知識についての講演や、実務上の留意点等についての共同研究等を行う予定
4	◆	知的財産権基礎研究会	3. 2. 24(水) ～ 2. 26(金)	3日	16	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(70期以上)	知的財産権に関する基礎的知識についての講演や、東京地裁知財部における実地研修等を行う予定

イ 刑事分野

5	◆	刑事基礎研究会	2. 11. 16(月) ～ 11. 17(火)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補(71期以上) 人員は、刑事基本研究会1(事実認定)と合計した人数である。	刑事事件の事実認定に関する刑法学者の講演や、事例に基づくケース研究等を行う予定
---	---	---------	-----------------------------	----	----	--	---

(資料1) 合同研修(種類別)

(2) 基本(主たる対象者は、右陪席)

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
6	◆	民事通常基本研究会1 ※	2. 6. 10(水) ～ 6. 12(金)	3日	50	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事(58期以下)又は特例判事補	訴訟運営の方法、事実認定、書記官との連携、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定
7	◆	民事通常基本研究会2	2. 10. 19(月) ～ 10. 20(火)	2日	40	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事(58期以下)又は特例判事補	民事通常基本研究会1に同じ
8	◆	建築基本研究会	2. 11. 10(火) ～ 11. 12(木)	3日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補(建築実務研究会と通じて応募することができる。)	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題について共同研究等を行う予定
9	◆	労働基本研究会	2. 12. 1(火) ～ 12. 3(木)	3日	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補(労働実務研究会と通じて応募することができる。)	標準的な労働事件一般に関する諸問題及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
10	◆	刑事基本研究会1 (事実認定)	2.11.16(月) ～11.17(火)	2日	30	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事又は特例判事補(刑事基本研究会2(訴訟運営)と通じて応募することができる。)人員は、刑事基礎研究会と合計した人数である。	刑事基礎研究会に同じ
11	◆	刑事基本研究会2 (訴訟運営)	2.11.18(水) ～11.20(金) ※	3日	40	地方裁判所で刑事事件を担当する、又は刑事裁判に関心がある判事(58期以下)又は特例判事補(刑事基本研究会1(事実認定)と通じて応募することができる。)	単独事件等の公判準備、審理、判決のスキルアップ、書記官との協働、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
12	◆	家事基本研究会 ※	2.11.4(水) ～11.5(木)	2日	50	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補(家事専門研究会2(面会交流)と通じて応募することができる。)	家事審判、家事調停等の運用をめぐる諸問題について、共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
13	◆	少年基本研究会 ※	2.9.9(水) ～9.11(金)	3日	50	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補	少年審判における職種間連携、少年法の運用上の諸問題等について共同研究等を行うとともに、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修(種類別)

(3) 実務(主たる対象者は、裁判長及び右陪席)

ア 民事分野

番号	応募型◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
14	◆	金融・経済実務研究会	2.9.7(月) ～9.8(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	企業の法務担当者が所属する経営法友会と連携して、企業活動の実情等に関する意見交換等を行う予定
15	◆	I T実務研究会	2.12.10(木) ～12.11(金)	2日	20	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補(I T基礎研究会と通じて応募することができる。)	システム開発等に関する講演やシステム開発関係訴訟事件の審理運営の在り方について共同研究等を行う予定
16	◆	建築実務研究会	2.11.11(水) ～11.13(金)	3日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補(建築基本研究会と通じて応募することができる。)	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題及び審理運営の在り方等について、より進んだ研究を行う予定
17	◆	医療実務研究会	2.9.24(木) ～9.25(金)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	医事関係訴訟事件の審理運営について、共同研究を行うほか、医療の専門的知見や実態・背景事情等に関する情報提供を行う予定
18	◆	行政実務研究会	2.9.30(水) ～10.2(金)	3日	40	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は特例判事補	複雑困難化しつつある行政事件の実務上の諸問題について、高度に専門的な観点に立って共同研究等を行う予定
19	◆	労働実務研究会	2.12.3(木) ～12.4(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補(労働基本研究会と通じて応募することができる。)	労働事件をめぐる専門的・先端的な問題点及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
20	◆	刑事実務研究会1	2.7.6(月) ～7.7(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	公判準備・審理・評議・判決の在り方や、部等の組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定（主に公判前整理手続に関する問題を取り上げる予定）
21	◆	刑事実務研究会2	2.10.28(水) ～10.30(金)	3日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	刑事実務研究会1と同じ（主に裁判員との実質的協働に関する問題を取り上げる予定）

(資料1) 合同研修（種類別）

(4) 専門（主たる対象者は、テーマに対応した者）

ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
22	◆	民事通常専門研究会 1 (合議充実)	2. 10. 26(月) ～ 10. 27(火)	2日	36	地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補	民事事件を担当している部総括クラス、右陪席クラス、左陪席クラスを対象に、具体的な事例等に基づいて、合議の在り方に関する研究や意見交換等を行う予定
23	◆	民事通常専門研究会 2 (争点整理)	2. 12. 17(木) ～ 12. 18(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	主として民事単独事件を担当している裁判官を対象に、具体的な事例に基づいて、争点整理手続の在り方について研究や意見交換等を行う予定
24	◆	民事通常専門研究会 3 (複雑困難訴訟)	3. 2. 8(月) ～ 2. 9(火)	2日	30	民事事件を担当する地方裁判所の裁判長（部総括判事でない者も含む。）若しくは高等裁判所の陪席裁判官又はこれらの経験を有する者	民事事件を担当している裁判官を対象に、複雑困難性の高い合議事件について、その審理・判断の在り方に関する意見交換等を行う予定
25	◆	民事通常専門研究会 4 (債権法改正)	3. 3. 1(月) ～ 3. 2(火)	2日	60	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	債権法改正に関する研究や意見交換等を行う予定
26	◆	民事専門研究会 (D V)	2. 5. 29(金)	1日	20	地方裁判所で保護命令事件を担当する又は保護命令事件に関心がある判事又は判事補	D V被害者の心理と対応、保護命令事件をめぐる実務上、法律上の問題に関する講演と質疑を行う予定

(資料1) 合同研修(種類別)

イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
27		刑事専門研究会1 (裁判員)	2.4.13(月) ～4.14(火)	2日	30	地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準じる者	裁判員裁判の現状と課題、裁判員裁判にふさわしい公判準備・審理・評議・判決の在り方や組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定
28	◆	刑事専門研究会2 (被害者)	2.12.14(月) ～12.15(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	被害者配慮・保護に係る手続法上の諸問題、性犯罪に直面した被害者の心理等を踏まえた審理運営上の諸問題等、被害者に関わる諸問題について共同研究等を行う予定
29	◆	刑事専門研究会3 (医療観察)	3.2.15(月) ～2.16(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	医療観察事件の審理運営について、関係する専門家の講演や入院医療機関における実地研修等を行う予定

(資料1) 合同研修(種類別)

ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
30	◆	家事専門研究会1 (後見) ※	2.10.8(木) ~ 10.9(金)	2日	50	家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補	後見関係事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定
31	◆	家事専門研究会2 (面会交流) ※	2.11.5(木) ~ 11.6(金)	2日	40	家庭裁判所で面会交流事件を担当する判事又は特例判事補(家事基本研究会と通じて応募することができる。)	面会交流事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定

エ その他

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
32	◆	外国司法専門研究会	未定	未定	50	判事又は判事補(未特例判事補を含む)	未定

※ 一部又は全部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

2 導入系(新たな職務等に就いた際の研修)

(1) 年次(対象者は、任官時等の節目の年次に到達した者)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
33		新任判事補研修	3.1.19(火) ～1.25(月)	5日	未定	令和2年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第73期司法修習終了者)	新任判事補が円滑なスタートを切ることができるように、実務への円滑な導入を狙いとするカリキュラムや自己研さんの動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
34		判事補基礎研究会	2.6.1(月) ～6.4(木)	4日	未定	平成29年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第70期司法修習終了者)	新任判事補研修のフォローアップとして、任官3年目以降の判事補を対象に、基本的な執務能力の向上や、組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
35		判事任官者研究会	3.2.1(月) ～2.3(水)	3日	未定	平成22年9月又は同年12月に司法修習を終えた判事 (現行第63期及び新第63期司法修習終了者)	判事任官者を対象に、中堅の裁判官としての自覚を促し、第一審の裁判長に向けた成長の支援を目的として、組織運営的な側面をはじめとした裁判所の組織的課題を考え、裁判官としての成長への動機付けを行うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
36		弁護士任官者研究会	2.4.7(火)	1日	未定	新たに弁護士から任官した、又は任官予定の判事又は判事補	弁護士任官の裁判官を対象に、裁判所及び実務への円滑な導入を目的とするもので、裁判官としての服務や裁判事務処理に関する説明、組織運営的な側面を意識することなどを狙いとするカリキュラム等を実施する予定

(資料1) 合同研修（種類別）

(2) ポスト（対象者は、所長、支部長、部総括等のポストに就任した者）

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
37		支部長研究会	2.5.18(月) ～5.20(水) ※	3日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者	初めて地家裁の支部長とされた者を対象に、支部の人事管理、事件管理、本庁支部間の連携その他支部の組織運営に関する基本的な理解を深めることを目的とし、支部長として組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
38		新任部総括裁判官研究会	2.6.22(月) ～6.25(木)	4日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者	初めて地家裁の部総括裁判官に指名された者を対象に、部のマネジメント、陪席裁判官の成長支援、職員の指導育成等、部総括の役割に関する認識を深めることを目的とし、部総括裁判官として裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
39		実務協議会（夏季）	2.7.16(木) ～7.17(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	新たに地家裁の所長、高裁事務局長に指名された者を対象に、司法行政上の諸問題について協議するカリキュラム等を実施する予定
40		実務協議会（冬季）	3.2.4(木) ～2.5(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	実務協議会（夏季）と同じ

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

(資料1) 合同研修（種類別）

(3) 役割（対象者は、特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者）

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概 要
41	◆	中堅判事研究会	2. 10. 12(月) ～ 10. 14(水)	3日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事（概ね54期から59期まで）	これからの中堅判事として、組織運営的な側面をはじめとする裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを發揮し、後進の裁判官や裁判所職員の成長を支援していく方策等について研究するカリキュラム等を実施する予定
42	◆	部総括裁判官実務研究会	2. 9. 17(木) ～ 9. 18(金)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に就任後一定期間を経過した者	地家裁の部総括裁判官の組織運営能力の向上を目的として、裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
43		法律実務教育研究会	3. 2. 24(水) ～ 2. 26(金)	3日	未定	法科大学院に派遣されている又は派遣予定の判事又は判事補	法科大学院に派遣されている又は派遣予定の判事又は判事補に対し、必要な情報を提供し、共同研究等を行う予定

3 基盤系(一般的資質・能力を涵養するための研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
44	◆	基盤研究会1 (知的基盤)	2.6.29(月) ～7.1(水)	3日	40	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補(おむね59期から71期まで)	行動経済学をテーマとして取り上げる予定
45	◆	基盤研究会2 (裁判基盤)	2.7.13(月) ～7.15(水)	3日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は特例判事補	裁判官のワークライフバランスをテーマとして取り上げる予定
46	◆	基盤研究会3 (裁判基盤)	2.9.14(月) ～9.15(火)	2日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事	グローバリゼーションと法をテーマとして取り上げる予定
47	◆	基盤研究会4 (裁判基盤)	2.9.16(水) ～9.17(木)	2日	未定	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事	裁判官の成長支援をテーマとして取り上げる予定
48	◆	基盤研究会5 (知的基盤)	2.12.7(月) ～12.8(火)	2日	40	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補(おむね59期から71期まで)	科学哲学をテーマとして取り上げる予定
49	◆	基盤研究会6 (裁判基盤)	3.3.3(水) ～3.5(金)	3日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事	自由と安全をテーマとして取り上げる予定

第2 簡易裁判所判事の研修

1 裁判系(事件の分野別の研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
50	◆	簡易裁判所判事民事実務研究会	2.5.11(月) ～5.12(火)	2日	40	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。簡裁 刑事実務研究会と通じて応募する ことができる。)	主として民事分野の事件処理に関する諸問題や簡裁判 事としての在り方について共同研究を行う予定
51	◆	簡易裁判所判事 刑事実務研究会	2.5.12(火) ～5.13(水)	2日	20	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。簡裁 民事実務研究会と通じて応募する ことができる。)	主として刑事分野の事件処理に関する諸問題や簡裁判 事としての在り方について共同研究を行う予定
52	◆	簡易裁判所判事 専門研究会	2.10.21(水) ～10.23(金)	3日	50	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。)	民事交通事件をテーマとして取り上げ、簡裁の審理に 相応しい訴訟運営や判決の在り方等に関する共同研究 や講演と意見交換等を行う予定

2 導入系(新たな職務に就いた際等の研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	主たる対象者等	概要
53		新任簡易裁判所判事導入研修	2.8.24(月) ～8.28(金)	5日	未定	令和2年度に新たに簡易裁判所 判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新たに簡易裁判所判事に任命された者に対する職務導 入研修であり、簡裁における裁判事務への円滑な導入 等を目的とするカリキュラムを行う予定
54		新任簡易裁判所判事研修	3.1.18(月) ～2.19(金)	24日	未定	令和2年度に新たに簡易裁判所 判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新任簡易裁判所判事導入研修の後、配属先の簡裁や、 地裁における実務研修を踏まえ、簡易裁判所判事としての 基本的な実務知識、技量の獲得や自己研さんの動 機付けを目的とするカリキュラムを行う予定
55		簡易裁判所判事 基礎研究会	2.6.15(月) ～6.18(木)	4日	未定	平成30年度新任簡易裁判所判 事研修の終了者	任命から2年目の簡易裁判所判事を対象とし、基本的 な裁判実務の知識、技量の向上を目的とするカリキュ ラムを行う予定

(資料2) 合同研修(時系列)

実施順	資料1 の番号	応募型 ◆	系統	種別	名 称	実施時期	期間	備考	主たる参加対象となる研究会				
									裁判長 クラス	右陪席クラス	左陪席 クラス	特例 判事補	未特例 判事補
1	36		導入系	年次	弁護士任官者研究会	2. 4. 7(火)	1日						
2	27		裁判系	専門	刑事専門研究会1(裁判員)	2. 4. 13(月) ~ 4. 14(火)	2日		○				
3	50	◆	裁判系	(簡裁判事)	簡易裁判所判事民事実務研究会	2. 5. 11(月) ~ 5. 12(火)	2日	一部4と合同					
4	51	◆	裁判系	(簡裁判事)	簡易裁判所判事刑事実務研究会	2. 5. 12(火) ~ 5. 13(水)	2日	一部3と合同					
5	37		導入系	ポスト	支部長研究会	2. 5. 18(月) ~ 5. 20(水)	3日	一部総研と合同	○	○			
6	26	◆	裁判系	専門	民事専門研究会(DV)	2. 5. 29(金)	1日		○	○	○	○	
7	34		導入系	年次	判事補基礎研究会	2. 6. 1(月) ~ 6. 4(木)	4日					○	
8	6	◆	裁判系	基本	民事通常基本研究会1	2. 6. 10(水) ~ 6. 12(金)	3日	一部総研と合同	○	○			
9	55		導入系	(簡裁判事)	簡易裁判所判事基礎研究会	2. 6. 15(月) ~ 6. 18(木)	4日						
10	38		導入系	ポスト	新任部総括裁判官研究会	2. 6. 22(月) ~ 6. 25(木)	4日		○				
11	44	◆	基盤系		基盤研究会1	2. 6. 29(月) ~ 7. 1(水)	3日		○	○	○		
12	20	◆	裁判系	実務	刑事実務研究会1	2. 7. 6(月) ~ 7. 7(火)	2日		○	○	○		
13	45	◆	基盤系		基盤研究会2	2. 7. 13(月) ~ 7. 15(水)	3日		○	○	○		
14	39		導入系	ポスト	実務協議会(夏季)	2. 7. 16(木) ~ 7. 17(金)	2日						
15	53		導入系	(簡裁判事)	新任簡易裁判所判事導入研修	2. 8. 24(月) ~ 8. 28(金)	5日						
16	14	◆	裁判系	実務	金融・経済実務研究会	2. 9. 7(月) ~ 9. 8(火)	2日		○	○	○		
17	13	◆	裁判系	基本	少年基本研究会	2. 9. 9(水) ~ 9. 11(金)	3日	一部総研と合同	○	○	○	○	
18	46	◆	基盤系		基盤研究会3	2. 9. 14(月) ~ 9. 15(火)	2日		○	○			
19	47	◆	基盤系		基盤研究会4	2. 9. 16(水) ~ 9. 17(木)	2日		○				
20	42	◆	導入系	役割	部総括裁判官実務研究会	2. 9. 17(木) ~ 9. 18(金)	2日		○				
21	17	◆	裁判系	実務	医療実務研究会	2. 9. 24(木) ~ 9. 25(金)	2日		○	○	○		

(資料2) 合同研修(時系列)

実施順	資料1 の番号	応募型 ◆	系統	種別	名 称	実施時期	期間	備考	主たる参加対象となる研究会			
									裁判長 クラス	右陪席クラス	左陪席 クラス	未特例 判事補
22	3	◆	裁判系	基礎	行政基礎研究会	2.9.28(月) ~ 9.30(水)	3日	一部23と合同		○	○	○
23	18	◆	裁判系	実務	行政実務研究会	2.9.30(水) ~ 10.2(金)	3日	一部22と合同	○	○	○	
24	30	◆	裁判系	専門	家事専門研究会1(後見)	2.10.8(木) ~ 10.9(金)	2日	一部総研と合同	○	○	○	
25	41	◆	導入系	役割	中堅判事研究会	2.10.12(月) ~ 10.14(水)	3日			○		
26	7	◆	裁判系	基本	民事通常基本研究会2	2.10.19(月) ~ 10.20(火)	2日			○	○	
27	52	◆	裁判系	(簡裁判事)	簡易裁判所判事専門研究会	2.10.21(水) ~ 10.23(金)	3日					
28	22	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会1(合議充実)	2.10.26(月) ~ 10.27(火)	2日		○	○	○	○
29	21	◆	裁判系	実務	刑事実務研究会2	2.10.28(水) ~ 10.30(金)	3日		○	○	○	
30	12	◆	裁判系	基本	家事基本研究会	2.11.4(水) ~ 11.5(木)	2日	一部総研と合同 一部31と合同	○	○	○	
31	31	◆	裁判系	専門	家事専門研究会2(面会交流)	2.11.5(木) ~ 11.6(金)	2日	一部総研と合同 一部30と合同	○	○	○	
32	8	◆	裁判系	基本	建築基本研究会	2.11.10(火) ~ 11.12(木)	3日	一部33と合同	○	○	○	
33	16	◆	裁判系	実務	建築実務研究会	2.11.11(水) ~ 11.13(金)	3日	一部32と合同	○	○	○	
34	5	◆	裁判系	基礎	刑事基礎研究会	2.11.16(月) ~ 11.17(火)	2日	35と合同				○
35	10	◆	裁判系	基礎	刑事基本研究会1(事実認定)	2.11.16(月) ~ 11.17(火)	2日	34と合同		○	○	
36	11	◆	裁判系	基本	刑事基本研究会2(訴訟運営)	2.11.18(水) ~ 11.20(金)	3日	一部総研と合同		○	○	
37	9	◆	裁判系	基本	労働基本研究会	2.12.1(火) ~ 12.3(木)	3日	一部38と合同	○	○	○	
38	19	◆	裁判系	実務	労働実務研究会	2.12.3(木) ~ 12.4(金)	2日	一部37と合同	○	○	○	
39	48	◆	基盤系		基盤研究会5	2.12.7(月) ~ 12.8(火)	2日			○	○	○
40	1	◆	裁判系	基礎	IT基礎研究会	2.12.9(水) ~ 12.11(金)	3日	一部41と合同			○	○
41	15	◆	裁判系	実務	IT実務研究会	2.12.10(木) ~ 12.11(金)	2日	一部40と合同	○	○	○	
42	28	◆	裁判系	専門	刑事専門研究会2(被害者)	2.12.14(月) ~ 12.15(火)	2日		○	○	○	

(資料2) 合同研修(時系列)

実施順	資料1 の番号	応募型 ◆	系統	種別	名 称	実施時期	期間	備考	主たる参加対象となる研究会			
									裁判長 クラス	右陪席クラス	左陪席 クラス	特例 判事補
43	23	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会2(争点整理)	2.12.17(木) ~ 12.18(金)	2日		○	○	○	
44	54		導入系	(簡裁判事)	新任簡易裁判所判事研修	3.1.18(月) ~ 2.19(金)	24日					
45	33		導入系	年次	新任判事補研修	3.1.19(火) ~ 1.25(月)	5日					○
46	35		導入系	年次	判事任官者研究会	3.2.1(月) ~ 2.3(水)	3日			○		
47	40		導入系	ポスト	実務協議会(冬季)	3.2.4(木) ~ 2.5(金)	2日					
48	24	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会3(複雜困難訴訟)	3.2.8(月) ~ 2.9(火)	2日		○			
49	29	◆	裁判系	専門	刑事専門研究会3(医療観察)	3.2.15(月) ~ 2.16(火)	2日		○	○	○	
50	2	◆	裁判系	基礎	医療基礎研究会	3.2.17(水) ~ 2.19(金)	3日				○	○
51	4	◆	裁判系	基礎	知的財産権基礎研究会	3.2.24(水) ~ 2.26(金)	3日				○	○
52	43		導入系	役割	法律実務教育研究会	3.2.24(水) ~ 2.26(金)	3日			○	○	
53	25	◆	裁判系	専門	民事通常専門研究会4(債権法改正)	3.3.1(月) ~ 3.2(火)	2日		○	○	○	
54	49	◆	基盤系		基盤研究会6	3.3.3(水) ~ 3.5(金)	3日		○	○		
55	32	◆	裁判系	専門	外国司法専門研究会	未定	未定		○	○	○	○

※ 詳細は、資料編本文を参照してください。

(資料3) 令和2年度裁判官研修実施計画カレンダー

令和 2年 (2020年)	4月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
		水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木
	5月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火
	6月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
		月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火
	7月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金
	8月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火
	9月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
		火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水
	10月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金
令和 3年 (2021年)	11月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火
	12月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木
	1月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金
	2月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28
		月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金
	3月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
		月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金土日月火水木金

※ 国際刑事司法短期（アジ研）：R 2. 5中旬～6中旬，8中旬～9中旬，10上旬～11中旬，R 3. 1中旬～2中旬

※ 「総研」は、一部又は全部のカリキュラムについて総研との合同実施を予定

: 裁判系（基礎）	: 裁判系（基本）	: 裁判系（実務）	: 裁判系（専門）
: 導入系	: 基盤系	: 簡裁判事の研修（裁判系・導入系）	: 派遣型研修

令和2年度裁判官研修のイメージ

合同研修								派遣型研修	
判事・判事補の研修					簡裁判事の研修				
裁判系				導入系	基盤系	裁判系	導入系		
基礎	基本	実務	専門	年次	基盤 (6本)	簡裁判事 民事実務	新任簡裁 判事導入	判事補	
民事分野	民事分野	民事分野	民事分野	新任判事補 判事補基礎 判事任官 弁護士任官 ポスト 支部長 新任部総括 所長実務 (2本) 役割 中堅判事 部総括実務 法律実務	基盤 (6本)	簡裁判事 民事実務	新任簡裁 判事導入	民間企業長期研修	
	民事通常 基本(2本)	金融・経済 実務	民事通常 専門(4本)			簡裁判事 刑事実務	新任 簡裁判事	日本銀行長期研修	
医療基礎	建築基本	IT実務	民事専門			簡裁判事 専門	簡裁判事 基礎	シンクタンク長期研修	
行政基礎	労働基本	建築実務							
知財基礎		医療実務							
		行政実務							
		労働実務							
刑事分野	刑事分野	刑事分野	刑事分野					判事又は判事補	
刑事基礎	刑事基本 (2本)	刑事実務 (2本)	刑事専門 (3本)					国際刑事司法短期研修 (アジ研)	
家裁分野			家裁分野						
家事基本			家事専門 (2本)						
少年基本			その他						
			外国司法専門						